

## 宿泊施設 DX 強化推進事業 業務委託仕様書

本仕様書は、山梨県が実施する「宿泊施設 DX 強化推進事業」の業務を委託するにあたり、委託契約書に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

### 1 委託業務名称

宿泊施設 DX 強化推進事業業務委託（以下「委託業務」という。）

### 2 目的

宿泊施設に対し、先進的なデジタル技術を活用した DX の導入を推進することで、宿泊施設の業務効率化や生産性向上を図り、従業員の賃上げにつなげることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

### 4 事務取扱者

山梨県から運營業務を委託された事業運営事務局（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

### 5 委託業務の内容

#### (1) DX 推進セミナーの開催

##### ア 対象者

山梨県内に本社又は事業所を有する宿泊施設の経営者層。

##### イ 目的

宿泊事業者の DX リテラシーを向上させ、業務効率化や生産性向上などの DX 導入効果について理解促進を図る。また、DX 取扱事業者とのマッチングを促し、宿泊施設の DX 化を推進する。

##### ウ 開催時期

令和 5 年 9 月中に実施するものとする。

##### エ 開催方法

オンライン※で開催（概ね 2 時間程度）。

※セミナーの内容は録画することとし、後日山梨県に電子データで提出。

##### オ 周知方法

メールによる周知※及び新聞広告によるものとする。

※宿泊施設のメーリングリストは山梨県が提供。

##### カ 業務内容

実施内容の企画立案、DX 取扱事業者の手配、参加者の募集、当日の進行管理等一切の業務を行う。また、宿泊施設の多様な業務（5 種類以上の業務）に対応した DX 事例を紹介できるよう複数（最低 5 社）の DX 取扱事業者を手配すること。

なお、最終的な DX 推進セミナーの詳細（手配する DX 取扱事業者等）について

は、契約締結後に山梨県と協議の上決定することとする。

- (例) A 社=予約管理・空室情報管理システムについて説明
- B 社=生体認証によるスマートキーシステムについて説明
- C 社=レベニューマネジメントシステムについて説明

(2) DX 推進支援専門家による伴走支援の実施

事務局は、セミナー終了後に伴走支援を希望する宿泊事業者の公募を行い、伴走支援を行うことが確定した支援対象宿泊事業者（以下、「支援対象事業者」という。）に対して、DX 推進支援専門家を派遣する。派遣された DX 推進支援専門家は支援対象事業者の DX 導入をサポートする。

ア DX 推進支援専門家の要件

- (ア) 宿泊事業者の実情を理解し、先進的技術導入による DX の推進に関する全般的な知識を有する者であり、宿泊施設の課題解決支援の実績を有する者とする。
- (イ) 宿泊施設の経営課題を理解した上で、導入すべき DX システムを提案できる者とする。
- (ウ) DX 推進支援専門家は、山梨県が別途定める事業計画書（以下、「事業計画書」という。）の作成をサポートする立場であることから、事業の趣旨を理解し、進捗管理ができる者とする。

イ DX 推進支援専門家の業務

- (ア) 支援対象事業者（最大 20 事業者程度）への訪問・ヒアリングを通じた伴走支援を行い、事業計画書の作成をサポートする。事業計画書については、DX の導入により業務効率化や営業損益の向上、ひいては従業員の賃上げにつながる内容とする。  
なお、導入する DX システムについては、(1) DX 推進セミナーにおいて、説明を行った DX 取扱事業者に限るものではなく、宿泊施設の課題解決を行い、賃上げにつなげられるシステムとする。
- (イ) 事業計画書作成後は、宿泊施設に対し DX の導入・活用をサポートする。
- (ウ) 事業終了後には、支援対象事業者による取組状況の公表を予定していることから、支援対象事業者が作成する事業取組状況報告書の作成支援を行う。
- (エ) DX 推進支援専門家はヒアリングにより知り得た支援対象事業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(3) DX 推進事業費補助金に係る業務

当該補助金の交付決定及び支払いは山梨県が行うため、本事業で使用する事業計画書等の様式作成及び補助金清算書類の確認業務等（窓口業務、書類チェック等）を行うものとする。

なお、DX システムを導入した支援対象事業者のうち、山梨県が別途定める期間中に従業員の賃上げを行った宿泊事業者に対して当該補助金の支払い等のサポートを行う。

#### 【補助金の概要】

補助先	県内に本社又は事業所を有する宿泊施設※とする。 ※旅館業法第3条1項による許可を受けた施設
補助対象	システム導入費（ランニングコストを除く）、研修費
補助率	2/3
補助額	1事業者当たり1,000,000円上限(20事業者程度)

#### (4) 事業成果報告会の開催（令和6年2月上旬頃）

本補助金を活用しDXの導入を行った支援対象事業者による事業成果報告会を開催（オンラインを想定）する。

### 6 事業報告

#### (1) 実績報告書

- ・紙媒体（A4版）：1部
- ・電子媒体（CD-R又はDVD）：1式（※Windows10で起動するMicrosoft Officeで対応可能なもの）

#### (2) 収支積算書 紙媒体（A4版）：1部

### 7 経費

#### (1) 人件費、旅費、賃貸費、委託料等。

※上記経費は例示であり、事業に必要な経費は受託業者で検討すること。

#### (2) 上記に係る消費税及び地方消費税。

### 8 委託業務実施に当たっての留意事項

- (1) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて山梨県と事務局が協議の上定めることとする。
- (2) 本業務は、公的業務であることを十分認識し、適正な業務及び経費の執行に努めること。委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにできるようにすること。
- (3) 本業務は、業務の終了後も含めて、今後、山梨県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、業務の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、(2)で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び業務日誌等を業務終了後5年間保存しておくこと。
- (4) 本業務の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (5) 事務局による備品等購入（機械、器具の購入等）は認めない。また、業務実施に必要なとなる機械器具等については、原則リース・レンタルにより調達すること。
- (6) リース・レンタルの契約においては、効率的に締結されるよう入札実施や複数の者から見積りを徴取する等により適正に取り扱うこと。

リース・レンタル契約の終了後、無償等で借り手に所有権を譲渡する旨の特記のある契約については、実態が購入による財産取得と変わらないこと等からリース・レンタル契約終了後、貸し手にリース・レンタル物件を返還する（所有権の移転が生じない）契約とすること。

- (7) 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (8) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、県の承諾を得ること。